

2. 自転車通行空間の種類と通行ルール

2-1. 自転車通行空間に関する用語の定義

●本ガイドラインで用いる用語は、以下のように定義する。

1) 自転車通行空間

- ・自転車が通行するための道路、又は道路の部分をいう。

2) 自転車

- ・道路交通法第63条の3に規定される「普通自転車」をいう。
- ・なお、「普通自転車」とは、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引（けんいん）していないものをいう。
- ・「内閣府令で定める基準」としては、道路交通法施行規則第9条の2で次のように規定されている。

一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

イ 長さ 190 センチメートル

ロ 幅 60 センチメートル

二 車体の構造は、次に掲げるものであること。

イ 側車を付していないこと。

ロ 一の運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。

ハ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。

ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

3) 自転車道

- ・道路構造令第2条第1項第2号に規定される、専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- ・なお道路交通法上も、自転車道として扱われる（第2条第1項第3号の3）。

4) 自転車専用通行帯

- ・道路交通法第20条第2項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯をいう。

5) 自転車走行指導帯

- ・道路交通法上、自転車が通行すべき「車道の左側端」を路面表示等により明示した部分をいう。

2. 自転車通行空間の種類と通行ルール

6) 自転車歩行者道

- ・道路構造令第2条第1項第3号に規定される、専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- ・なお、道路交通法上は、自転車歩行者道という定義はなく、歩道として扱われる。
- ・本ガイドラインでは、「自転車歩行者道」と限定した記述をしない限り、「歩道」には歩道と自転車歩行者道とが含まれるものとする。

7) 歩道

- ・道路構造令第2条第1項第1号に規定される、専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。
- ・なお、道路交通法上も、歩道として扱われる（第2条第1項第2号）。

8) 路肩

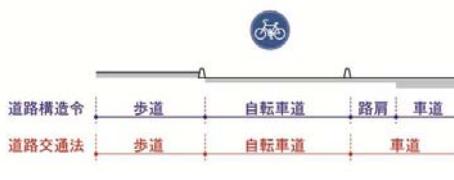
- ・道路構造令第2条第1項第12号に規定される、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。

9) 路側帯

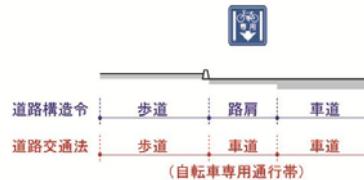
- ・道路交通法第2条第1項第3号の4に規定される、歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

【自転車通行空間に関する法令別の区分】

▼自転車道



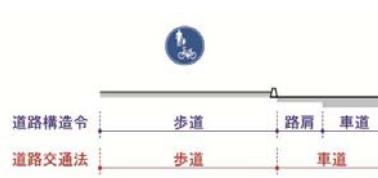
▼自転車専用通行帯（自転車レーン）



▼自転車歩行者道（「普通自転車の歩道通行部分」の指定）



▼歩道（「普通自転車歩道通行可」の指定）



▼路側帯



10) 自転車専用道路

- ・道路法第48条の14第2項に規定される、専ら自転車の一般交通の用に供するため、独立して設けられる道路をいう。

11) 道路標示

- ・道路交通法第2条第1項第16号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示で、路面に描かれた道路鉢、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいい、種類、様式等については道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第8条～第10条により規定される。

12) 路面表示

- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた表示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

13) 区画線

- ・道路法第45条に規定される、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に設けられるものをいい、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第5条～第7条に規定される区画線をいう。
- ・具体には同命令別表第4で規定される様式に従って道路鉢、ペイント、石等により路面に描かれた線、記号又は文字をいう。

14) 道路標識

- ・道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条～4条により規定される。

15) 看板

- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の内容を表示する看板をいう。

16) 分離工作物

- ・道路の部分において、自動車、自転車、歩行者の通行空間を区画するための縁石線、柵その他これに類する工作物をいう。

17) 幹線的な道路

- 「幹線的な道路」については、当該道路の自動車交通量や走行速度、広域的な道路の位置づけ、沿道土地利用状況（停車需要の高低）などを総合的に勘案し、個別路線ごとに判断する。例えば、歩車道区分のある4車線以上の道路、歩車道区分はないが自動車の交通量が多く速度が速い道路、自動車の交通需要が比較的低い道路でも歩車道区分や車線区分のある道路等をいう。

18) 非幹線的な道路

- 自動車交通需要が低く幅員の狭い道路（細街路、生活道路など）、歩車道区分や車線区分のない道路、あるいは歩車道区分はあるが車線区分のない道路等をいう。

【自転車通行空間に関する用語の定義一覧】

用語	道路構造令	道路交通法	その他
自転車通行空間	—	—	本ガイドライン
自転車	—	第63条の3	—
自転車道	第2条第1項第2号	第2条第1項第3号の3	—
自転車専用通行帯 (自転車レーン)	—	第20条第2項	—
自転車走行指導帯	—	—	本ガイドライン
自転車歩行者道	第2条第1項第3号	—	—
歩道	第2条第1項第1号	第2条第1項第2号	—
路肩	第2条第1項第12号	—	—
路側帯	—	第2条第1項第3号の4	—
自転車専用道路	—	—	道路法(第48条の14第2項)
道路標示	—	第2条第1項第16号	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
路面表示	—	—	本ガイドライン
区画線	—	—	道路法第(45条) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
道路標識	—	第2条第1項第15号	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
看板	—	—	本ガイドライン
分離工作物	—	—	本ガイドライン
幹線的な道路	—	—	本ガイドライン
非幹線的な道路	—	—	本ガイドライン

2-2. 字句の意味

●末尾に用いられる字句については、以下の考えに基づき使用する。

① ~するものとする。~する必要がある。

関連法令による基準において規定されているもの（ただし、法令により条例によることとされているものは条例によるものとする）。または、関連法令で規定されていないものの、記載した内容による運用について、その必要性が高いと考え、特に推奨するもの。

② ~することが望ましい。

記載した内容による運用を推奨するもの。

③ ~することが考えられる。~できる。

記載した内容による運用を例示的に示したもの。

2-3. 自転車の通行ルール

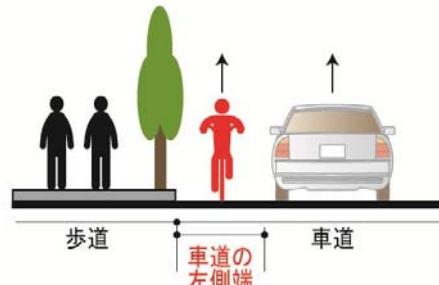
- 関連法令によって定められた自転車の通行ルールについて整理する。
- 自転車は、道路交通法上「軽車両」であり、「道路（車道）の左側端」を左側通行することが原則である。
- ただし、「普通自転車歩道通行可」の標識のある区間等では例外的に歩道通行が認められているほか、「自転車道」、「普通自転車通行可の歩道」、「路側帯（歩行者専用除く）」では自転車の対面通行が認められている。

1) 自転車安全利用五則（警察庁）

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - ①飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ②夜間はライトを点灯
 - ③交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用（小学生以下）

【補足】車道通行に関する規定

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第17条第1項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
- ・自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。（道路交通法第17条の2第1項）



【補足】歩道通行に関する規定

- ・自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。
 - ①道路標識等により自転車が歩道を通行することができることとされているとき。（道路交通法第63条の4第1項第1号）
 - ②自転車の運転者が、児童、幼児その他の自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。（道路交通法第63条の4第1項第2号）
 - ③車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。（道路交通法第63条の4第1項第3号）



2. 自転車通行空間の種類と通行ルール

- ・自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。（道路交通法第63条の4第2項）
- ・自転車は、道路標識等により自転車が通行すべき部分として指定された部分（「普通自転車通行指定部分」）があるときは、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。（道路交通法第63条の4第2項）

2) 自転車通行空間別の通行ルール

(1) 自転車道

- ・自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。（道路交通法第63条の3）
- ・自転車道が設けられている道路における自転車道と自転車道以外の車道の部分とは、それぞれ一の車道とする。（道路交通法第16条第4項）
- ・自転車道内では、一方通行規制のない限り、対面通行となる。



(2) 自転車専用通行帯（自転車レーン）

- ・自転車は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により通行の区分が指定されているときは、指定された車両通行帯を通行しなければならない。（道路交通法第20条第2項）
- ・自転車専用通行帯内の自転車の通行は一方向（自動車と同方向）のみ。



2. 自転車通行空間の種類と通行ルール

(3) 自転車走行指導帯

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第17条第1項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
- ・幅員や路面表示等に関する詳細な規定はないことから、本ガイドラインで一定のルール化を図る。



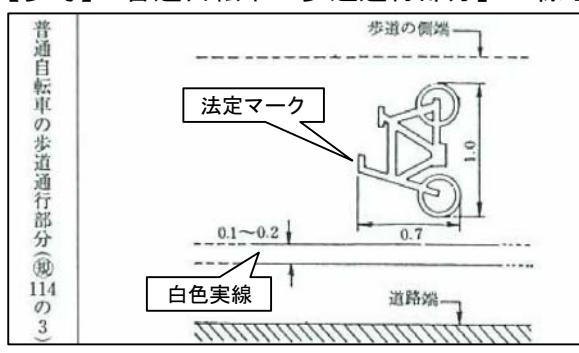
(4) 自転車歩行者道及び歩道

① 「普通自転車の歩道通行部分」の指定がある場合

- ・自転車は、道路標識等により自転車が通行すべき部分として指定された部分（「普通自転車通行指定部分」）があるときは、普通自転車通行指定部分を徐行しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。（道路交通法第63条の4第2項）



【参考】「普通自転車の歩道通行部分」の標示方法



出典：改訂 路面標示設置の手引

- ・幅員4m以上の広い歩道上で、歩行者と自転車を分離する場合、「普通自転車の歩道通行部分」の適用可否を検討する必要がある。
- ・適用する場合、幅10~20cmの白色実線で歩行者と自転車の通行空間を区分するとともに、自転車の通行空間には自転車マーク（法定）を標示する必要がある。

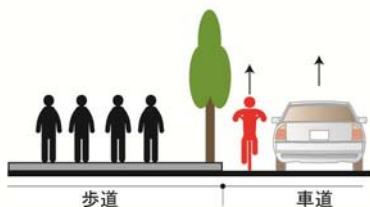
② 「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合

- ・自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）



③ 「普通自転車歩道通行可」の標識がない場合

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第 17 条第 1 項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第 18 条第 1 項）

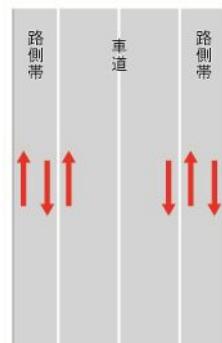


(5) 路側帯

① 路側帯（白色実線 1 本）がある場合

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第 17 条第 1 項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第 18 条第 1 項）
- ・なお、路側帯がある場合は、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。（道路交通法第 17 条の 2 第 1 項）

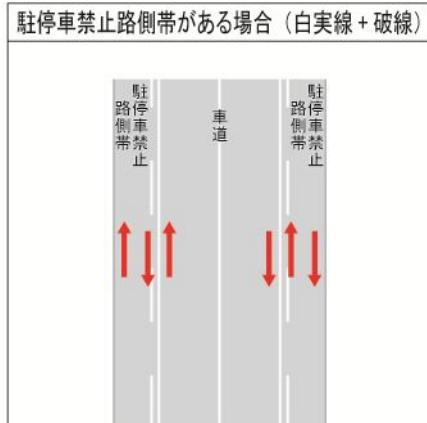
路側帯がある場合（白実線 1 本）



2. 自転車通行空間の種類と通行ルール

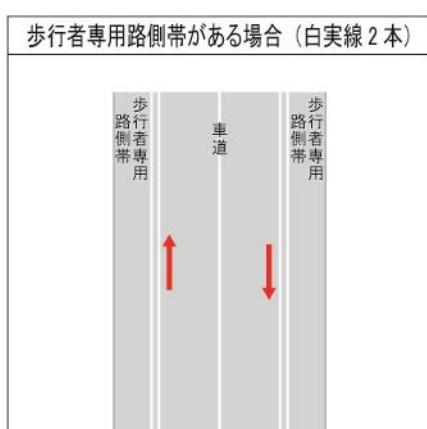
②駐停車禁止路側帯（白色実線+白色破線）がある場合

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第17条第1項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
- ・なお、駐停車禁止の路側帯がある場合でも、自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができる。（道路交通法第17条の2第1項）



③歩行者専用路側帯（白色実線2本）がある場合

- ・自転車は、歩道又は路側帯（「歩道等」）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（道路交通法第17条第1項）
- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）



(6) 自転車及び歩行者用道路の規制のある道路

- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
- ・なお、歩行者の側方を通過するときは、歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。（道路交通法第18条第2項）

▼自転車及び歩行者専用の標識



(7) 自転車を除く歩行者用道路の規制のある道路

- ・自転車は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては車道）の左側端に寄って通行しなければならない。（道路交通法第18条第1項）
- ・通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。（道路交通法第9条第1項）

▼歩行者専用（自転車は除く）の標識



自転車を除く

3) 交差点の通行ルール

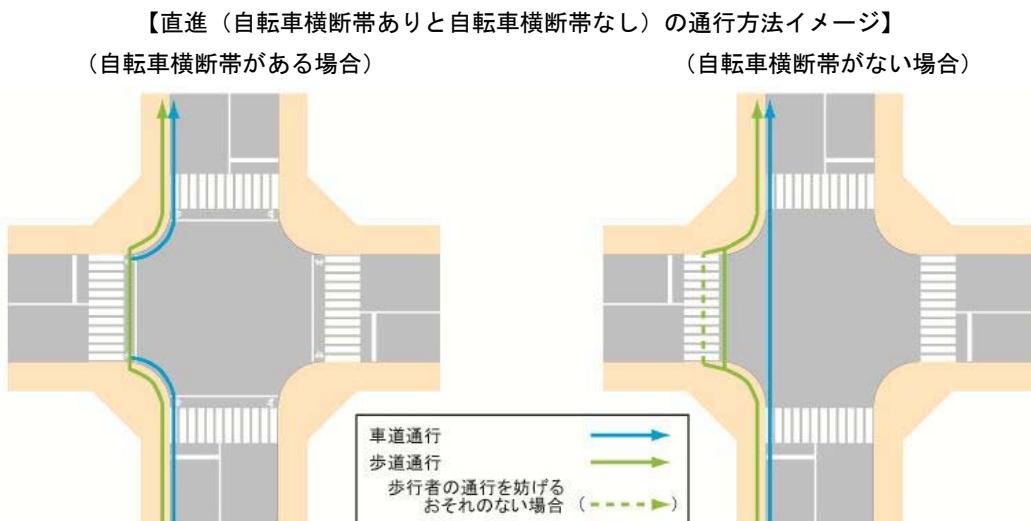
(1) 交差点の通行方法

- ・自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を進行しなければならない（道路交通法第 63 条の 7 第 1 項）。
- ・また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければならない。（道路交通法第 36 条第 2 項及び第 3 項）
- ・さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。（道路交通法第 36 条第 4 項）
- ・なお、横断歩道を通行する場合は、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはならない。

(2) 左折又は右折の方法

- ・自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない。（道路交通法第 34 条第 1 項）
- ・また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない（いわゆる二段階右折をしなければならない）。（道路交通法第 34 条第 3 項）

①交差点を直進する場合



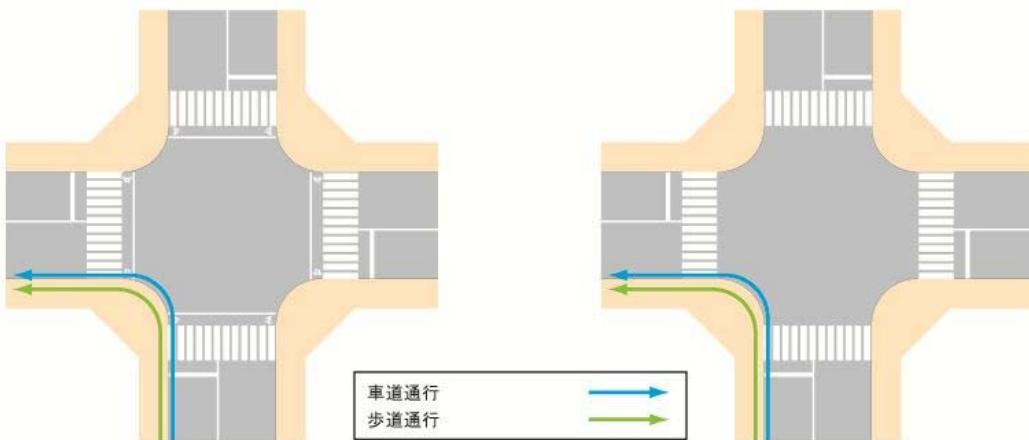
※通行区分の指定により最左車線が左折専用車線となっている場合でも、軽車両である自転車は、左折専用車線を直進することとなる。

②交差点を左折する場合

【左折（自転車横断帯ありと自転車横断帯なし）の通行方法イメージ】

(自転車横断帯がある場合)

(自転車横断帯がない場合)



③交差点を右折する場合

- 交通整理の行われていない交差点で右折する場合は、できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落としてから曲がらなければならぬ。
- 信号機などにより交通整理の行われている交差点で右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければならない。
- 交差点やその近くに、自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。

【右折（自転車横断帯ありと自転車横断帯なし）の通行方法イメージ】

(自転車横断帯がある場合)

(自転車横断帯がない場合)

